

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年11月17日（木）15:28～15:45
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<自治体>

多田 勝哉 大阪市教育委員会事務局教育改革推進担当部長

今井 康一 大阪市経済戦略局立地推進部特区担当課長

村川 智和 大阪市教育委員会事務局総務部教育政策課

公設民営学校担当課長代理

大西 忠典 大阪市教育委員会事務局総務部教育政策課主任指導主事

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 公設民営学校について
 - 3 閉会
-

○藤原審議官 では、いいですか。

原委員がワーキンググループでお出ででございましたので、公設民営の関係で、全体のスケジュール、条例案なり募集要項の案というところを御説明いただいて、原先生の御意見をいただくという形にさせていただければと思います。

それでは、原委員、よろしくお願ひいたします。

○原委員 よろしくお願ひします。

○多田部長 本日はありがとうございます。

実は今日、条例案と今後の選考につきましての考え方及び今の時点で考えております選考の基準ですとか、スケジュールを整理してまいりました。条例案につきましても、現在、市会のほうが開会中でございまして、できましたら議会のほうでの議決をいただくまでは非公開としてお取り扱いいただけたらと考えております。よろしくお願ひします。

まず、条例案につきまして、横長の資料のほうに、条例案の案文とともに整理をさせて

いただきました。

まず、規定の内容について、（1）は、特区法において条例で定めることとされている事項につきまして、4項目整理をしております。指定の手続、あるいは管理法人が行う管理に関する基本的な方針、また、入学・卒業・退学などの処分の関係の手続、管理法人が行う管理に関する基準及び業務の範囲です。このあたりを規定いたしました。それぞれ右側のほうに関係条文を添えております。これは法に基づく規定ということで、御理解いただけたらと思います。

（2）は、運営事業者との協定により定めることを条例に明記したものでございます。文部科学省からも、省令の制定の通知をいただきしております、それに基づいて、例えば、事故が発生した場合の責任分担ですとか、そのあたりを条例の第9条で整理いたしました。

（3）は、本市独自で条例に定めた事項というものを整理しております。こちらのほうは、第6条で法人の欠格事項に定める他の本市の指定管理者制度の規定を参考に、規定を整理しております。

また、第19条では、1条校ということもございますので、教育内容なり教育課程の編成ですとか、そのあたりについての規定整備をしたいと考えてございます。

また、第20条、こちらのほうでは、管理運営に支障を来すような事案、例えば、大きな事故が発生したというような場合の教育委員会への報告義務などにつきまして、規定をさせていただいているところです。

（4）は、その他の事項ですが、こちらのほうでは、第3条で指定を受ける法人につきまして、特区法に定められている規定につきましても、改めて規定をしたいと考えております。法律的に大阪市の規定整備に倣ったような形で規定しておりますので、そういうことで御理解いただけたらと思います。

横長の資料をめくっていただきますと、募集要項の内容について記載させていただいております。募集要項につきましては、現在の検討状況ということで御理解賜れればと思います。ですので、具体的な書きぶりにつきまして、先例が中々ないということですとか、本市が民営化してまいりました事業ですとか指定管理者制度、そのあたりの例を参考にして、組立てを考えております。

特に議論となります4項目、①から④ということで、表の下のほうにまとめてございます。申請資格、選定方法、選定基準、選定項目及び配点、このあたりを現在の考え方ということで記載させていただきました。

まず、①の申請の資格でございます。こちらのほうは、これまでの議論で公募の入口の部分で、非営利法人ということで、これをさらに制限をかけるということがなかなか難しいということでございますので、特区法に示されております法人を列挙しまして、かつ特区法、あるいは本市の条例等で規定されている欠格条項に該当しないということが一般的な定め方になるかと思いますが、これは資格として示しております。

また、営利企業などが学校法人と連携して一般社団法人などを形成することを想定しま

して、複数の法人が連携して参入するためには、申請資格を満たす法人を形成する必要があるということを記載しまして、今、申し上げましたような複数の法人が応募する場合には、一つの法人を形成し、参入できるということを明記したいと考えております。その中で、「本市が指定する日」という表現、これは選定する時点までできるだけ幅を持たせて、応募段階では複数の法人が一つまとまることができる目途を立てれば応募することが可という扱いができないかということで、現在考えているところです。

次に、②の選定方法、こちらのほうは指定管理者制度などでは一般的な取扱いになっているかと存じますが、有識者会議を立ち上げて、選定委員会という形で進めてまいりたいと思います。市の立場からも第三者的に公平かつ客観的な審査をいただくという趣旨です。委員になっていただく方は、まずは、民間知見の活用の観点、それと法人としての学校運営の業務遂行能力、学校運営そのもの、国際バカロレア、外国語教育、理数の教育といった教育の専門の部分につきましても想定をしておりまして、人数では6名前後になるかなということで、現在教育委員の先生方からの意見も聞いて人選を進めていきたいと考えております。

③の選定の基準でございますが、こちらのほうはこれまでこのワーキンググループですか内閣府の皆様方からの御指摘もいただいてまいりました。民間活力の発揮について高く評価するために、現在の公立学校で取り組まれていないような民間の知見が十分に反映された活動について高く評価するということを明記したいと考えております。「公立学校で取り組まれていない」という表現ですが、公立・私立といった枠組みということで言いますと、公設民営ならではの取組ということで考えておりますので、これまでの学校教育活動でできなかった取組について、まさに高く評価するという趣旨でございます。例えば、医療ですかバイオ科学ですか工業デザインですか、ロケットなどの先端技術ですか、あと、経済活動、財界の関係ですか、様々な知見があるかと思います。あと、学校運営を想定しますと、海外とのネットワークですか、なかなかこれまでの学校教育では実際に取り組むことができなかったような分野、そのあたりの取組を期待しているところです。また、突き抜けた才能、異才人材の発掘なり育成、そういった観点も考えております。

3ページでございます。④ですが、選定項目と配点について、それぞれ一旦整理をさせていただいております。これも実務的に私どものほうで今までに整理をしておりまして、これでオーケーということではないと考えておりますが、今の時点でこれで御理解いただけたらと思います。

審査の視点ということで書いておりますが、こちらのほうでも民間知見の活用と視点を大事にしながら、一方で、学校を運営するということで、このあたりは教育活動がきちんとできるか、学校教育の安定性なり継続性ということも確かに教育の根幹という御意見を頂くのも事実でございますので、そういったところの兼合いも十分踏まえて、今後十分に精査するということで考えております。

また、選定項目、配点でございますが、こちらのほうも最終的には先ほど申し上げました有識者の方々の御意見ですとか、教育委員会のほうでも、こちらは議決事項ということで整理させていただこうかなと考えております。そういうことで、民間主体ということが前面に出る法人の外形的な部分につきまして、大切であることを重々承知しながら、一方で、公平・公正な選定についても配慮しながら、いわゆる意思決定のプロセスをきちっと踏まえた上で進めていきたいと考えているところでございます。

最後に、今後のスケジュールでございます。前回のワーキンググループヒアリング以降、内閣府からの御助言も頂いてまいりました。当初、条例制定後、区域会議を開いていただいて、その後に事業者公募を行うという形が一般的な形ではないのかということは私どもも理解しておりますが、できるだけ入口のところを広げて、先ほど申し上げた趣旨を踏まえた上で、様々な御提案を頂きたいという趣旨から、区域会議につきましては、事業者の選定を行った後に計画に位置付けていただくという形で、そういった運びで何とか進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○原委員 ありがとうございます。

一つは、募集要項の選定基準のところで「現在の公立学校では取り組まれていない」というところですけれども、御説明の趣旨を踏まえると、むしろ公立だけというよりは、従来の学校教育では取り組まれていないといった感じですか。

○多田部長 そういうことでございます。

○原委員 従来の公立・私立を含めた学校教育では取り組まれていないものを公設民営で作ってくれと。

○多田部長 そういう形でございます。

○原委員 ちょっと何かそこはそういった趣旨をもう少し明確にしていただいてもいいのかなと思います。

○多田部長 分かりました。

○原委員 そのあたり、事務局でさらに調整されるのでしょうか。

○藤原審議官 はい。

○原委員 それから、もう一つ条例案のほうで質問なのだけれども、19条で、教育課程のところは1条校として教育課程についてこうしなければいけないという義務は何ですか。

○多田部長 学校教育法では、教育課程の編成というのはいわゆる学校長の権限に属する事項になってございます。大阪市の場合、学校管理規則で教育委員会の承認権限という形で整理をしておりまして、他の大阪市立学校と同じ扱いで取扱いをしたいという趣旨で、こここのところは教育委員会の承認を前提とした教育課程の編成ということを指してございます。

○原委員 まず、法律上はどうなっているのでしたか。学校長の権限で、市立の学校については教育委員会の、何でおっしゃいましたか。

○多田部長 大阪市の場合、教育委員会が承認するという扱いでございます。

○原委員 それ並にということですね。

それで、気になるのが、教育課程を公設民営である程度自由度を持ってやっていこうと思ったときに、大阪市の教育委員会がそんなうるさいことを言う人たちではありませんということかもしれないのですけれども、何かそこ、学校が色々と縛られることになったりはしませんか。

○大西主任指導主事 特に高等学校の部分に該当すると思うのですけれども、従来の方法でも、公設民営学校であろうが、普通の私立であろうが、公立であろうが、教育課程特例校措置でありますとか様々な手続を踏めば、相当自由度の高い教育課程編成はできますので、ここに関しましては、公設民営学校においても、本市の他の高等学校と同じように、教育課程の承認という形を教育委員会で取るということで書かせていただきました。

○原委員 これは国家戦略特区法の公設民営学校の制度化をするときには、そういう前提にはしていなかったわけですが、という理解でよろしいのですね。

○大西主任指導主事 大前提で、1条校ですので、1条校としての教育課程がきっちり組まれているかというところのチェックを教育委員会がするという理解をしていただければと思うのですが。

○多田部長 特区法の改正議論の中で、ここに今おっしゃる教育委員会が関与しなくてはいけないという議論はなかったと私も理解しております。

○原委員 それで、1条校全般について教育課程の編成をする、法制度上は校長が権利を持っていて、大阪市のルールとしてなっていますということですね。

○多田部長 はい。

○原委員 すみません、特区法のこの制度を作ったときの議論の記憶が私、曖昧になっているものですから、もう一回そこを確認させていただいてよろしいですか。

○多田部長 分かりました。一度持ち帰らせていただきます。

○原委員 こちらでもう一回そのときの議論の経過を再確認します。

○多田部長 ありがとうございます。

○原委員 あとは何か事務局でありますか。

○藤原審議官 特にございません。

○原委員 実質的に、よりできるだけいいところに入ってきていただいて、いい学校ができることが大事だと思いますから。

○多田部長 そういう趣旨で進めたいと思います。

○藤原審議官 愛知県のケースが趣旨と異なる形になってしまったという意見もワーキンググループの中ありますので、そこだけはよく認識していただいた上でお願いできればと思っております。

○原委員 では、よろしいですか。

どうもありがとうございました。

○多田部長 ありがとうございました。